

利用規約

GOTSフットボールスクール(以下、本スクールといいます)のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

▼第1条(運営元)

本スクールの運営・管理(会員資格の取得、変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は GOTSフットボールスクール が行います。

▼第2条(入会資格)

本スクールに入会できる方は、各要件を満たし、本スクールの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本スクールをご利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本スクールが不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

▼第3条(入会手続き)

本スクールに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スクールの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人様の個人情報でのお申込み手続きが必要です。

▼第4条(入会金)

本スクールの定める入会金が必要な場合、会員は所定の方法で本スクールに入会金を支払わなければなりません。なお、入会金は入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還できません。

▼第5条(会費)

会員は本スクールの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スクールが定めるものとします。(月会費は会員が本スクールの会員資格を有する限り、活動を利用しない場合も支払い義務が発生します)

▼第6条(除名)

本スクールは、会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 本スクールの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。(除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
2. 本スクールが利用する施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本スクールが定める規則に違反したとき。
4. 本スクールの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本スクールの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. 本スクールが社会通念に照らし、会員としてふさわしくないと認められたとき。

▼第7条(休会)

- 1.会員は各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに休会の旨を連絡し、受理されることにより、翌月から休会することができます。本スクールの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
- 2.休会期間は1ヶ月から6ヶ月間までとし、休会費は本スクールの定める金額とします。休会期間の延長を希望する場合は、休会最終月の10日までに再度休会の旨を連絡し、受理されることにより延長が可能です。

▼第8条(プラン変更)

会員は各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までにプラン変更の旨を連絡し、受理されることにより、翌月からプラン変更することができます。10日を過ぎた場合は、本スクールの事務手続き上、翌々月扱いになります。

▼第9条(退会)

会員は、各月の10日(10日が休館日の場合翌営業日)までに退会の旨を連絡し、受理されることにより、その月末限りで退会することができます。電話や口頭での退会はできません。10日を過ぎた場合は、本スクールの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本スクールの正式な退会手続きでない場合、会費支払義務は発生するものとします。

▼第10条(定休日)

本スクールは、原則として祝日は活動がお休みとなります。代わりに、無料・有料のイベントや、オンラインスクールの開催を行う場合があります。また、定休日および季節休業のほか、諸施設の補修、会場整備、その他本スクールの都合により休業することがあります。休業に関してのお知らせは、原則として1週間前までにはご案内いたします。ただし、緊急の事態が発生した場合には、あらかじめお知らせすることなく一部またはすべての活動を休業することができるものとします。

▼第11条(休業)

本スクールは、次の事由により本スクールの一部またはすべてを閉鎖または臨時休業することができます。

- 1.台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スクールの業務遂行に支障があるとき。
- 2.施設の改造または補修工事実施のとき。
- 3.法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 4.施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 5.その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

▼第12条(責任)

- 1.会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して本スクールの施設を利用するものとします。
- 2.本スクールは、会員が本スクールの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本スクールの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本スクール内外でのトラブルについても同様とします。
- 3.会員は、本スクールにおいて技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スクールの事前の連絡や承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

▼第13条(改定)

本スクールは、本規約の改定および変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本スクールは改定日の1ヶ月以上前までに会員への連絡の上、ホームページでも告知するものとします。

▼第14条(動画)

会員は、当日の活動開始前に断りを入れていない以上、本スクールでの動画撮影およびSNSでの発信に対して了承しているものとします。断りがない状態で後から問題が発生した場合、本スクールでは責任を負いかねます。会員が個人的な考えでスクール生の動画撮影を行う場合、必ず本スクールの許可を得ること。許可のない動画に関しては、削除要請があった場合にはその場で応じるものとします。

▼第15条(規約開始)

本規約は、2025年 4月 1日より施行します。